

「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者に対して県が新型コロナ対策実施店舗向けステッカー（以下、「ステッカー」という。）を交付し、事業所がステッカーを掲示することで、事業者の取り組みを広く周知するとともに、これにより県民が安心して事業所を利用することに資することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象は、感染対策を実施している飲食業、小売業、サービス業その他の県内に事業所（以下、「対象事業所」という。）を有する事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号及び第2号並びに第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く。）（以下、「対象事業者」という。）とする。

(申込み)

第3条 対象事業者は、ステッカーの交付を受けようとする対象事業所ごとに別に定める申込書及び宣言書により、県に申し込むものとする。

(基準)

第4条 前条の申込書及び宣言書に記載する内容のとおり自主的な感染対策を実施することをステッカー交付の基準とする。

(交付)

第5条 県は、第3条の申込書及び宣言書の内容が前条に定める基準に適合すると認めるときは、当該申込みを行った事業者（以下、「申込み事業者」という。）に対しステッカーを交付するものとする。

2 県は、第3条の申込書及び宣言書の内容が基準に適合しないと認めるときは、その旨を申込み事業者に通知する。

(利用)

第6条 ステッカーの交付を受けた事業者（以下、「交付事業者」という。）は、ステッカーの交付を受けた事業所（以下、「交付事業所」という。）の利用者から見やすい場所にステッカーを掲示するものとする。

2 交付事業者は、その責めに帰することができない事由によりステッカーを汚損又は亡失したときは、県に対してステッカーの再交付を求めることができる。

3 県は、交付事業者及び交付事業所についてホームページ等で公表できるものとする。

4 交付事業者は、ステッカーを第三者に譲渡する等、自ら利用する目的以外のために供してはならない。

(責務)

第7条 事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 宣言書に記載の感染対策を確実に実施すること。
- (2) ステッカーの適正な利用及び管理を行うこと。
- (3) 県が行う事業所に係る調査等に協力すること。

(変更)

第8条 交付事業者は、第3条の申込書及び宣言書のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合、別に定める変更届により県に届け出るものとする。

- (1) 申込者名、申込者の住所及び連絡先
- (2) 店舗の所在地及び名称

(辞退)

第9条 交付事業者は、交付事業所が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、別に定める辞退届により県に届け出るものとする。

- (1) 交付基準を満たさなくなる場合
- (2) 第7条第1項の各号に掲げる事項が遵守されていない場合
- (3) 交付事業所が廃業した場合

2 前項の届け出をした交付事業者は、交付基準を満たさなくなった後、遅滞なくステッカーの利用をやめ、これを廃棄しなければならない。

(取消)

第10条 県は、交付事業所が交付基準を満たさなくなった場合及び第7条の各号に掲げる事項が遵守されていない場合、交付事業者に対して改善を要請し、これに応じない場合は交付を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定により交付を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知する。

3 第1項の規定により交付を取り消された事業者は、遅滞なく、ステッカーの利用を停止するとともに、これを廃棄し、その旨を県に報告しなければならない。

4 県は、第1項の規定により交付が取り消された事業者が、取消し後もステッカーの掲示等を続ける場合、事業所の所在地、名称等を公表することができるものとする。

5 県は、交付事業所が廃業したことを確認したときは、当該交付事業所の事業者からの申出がない場合であっても、交付を取り消すことができるものとする。

(免責)

第11条 県は、事業者がステッカーの交付を受けられなかったこと又は事業者が交付を取り消されたことによって、事業者又は事業所の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(令和5年5月7日以前の交付事業者の取扱い)

令和5年5月7日以前にステッカーの交付を受けた事業者については、第4条の基準を満たさなくなる場合を除き、第6条に定める交付事業者とし、継続してステッカーを掲示することができる。

(制度の見直し等)

この要綱に基づくステッカー制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。